

こ放第 108 号  
令和 2 年 4 月 16 日

放課後児童健全育成事業者 運営主体 各位

横浜市こども青少年局  
放課後児童育成課長

令和 2 年度神奈川県放課後児童支援員認定資格研修の開催延期等について（通知）  
〈新型コロナウイルス感染症関連通知 その 17〉

日頃から、放課後児童健全育成事業にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
今般、神奈川県より、「放課後児童支援員認定資格研修」について連絡がありましたので、次の通りお知らせいたします。また、これに伴い、当面の間、放課後児童支援員の配置の取り扱いを見直します。

1 令和 2 年度の神奈川県放課後児童支援員認定資格研修について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催を 9 月以降に延期する判断をした旨、神奈川県から連絡がありました。

これにより、「令和 2 年度 放課後児童支援員認定資格研修の受講手続きについて（通知）」（令和 2 年 3 月 30 日こ放第 1360 号）の「1 次年度の研修開催時期について（予定）」でご案内していた第 1 回・第 2 回の研修は延期となります。

また、既にご提出いただいている、第 9 号又は第 10 号要件者の手続きに関する「認定願」についても、発行時期が遅れることがございますのでご了承ください。

9 月以降の研修日程及び申請方法については、決まり次第別途ご連絡いたします。

2 放課後児童支援員の配置について

上記研修の延期や、学校の臨時休業期間中は通常時よりも利用人数が少ないことが見込まれることから、放課後児童支援員の配置について、当面の間、次の通りの取り扱いとします。

(1) 放課後キッズクラブ

放課後児童支援員の配置については、その日の利用児童数に関わらず、対象児童数に基づく支援単位に対する職員配置を行う必要があります。ただし、平日と比較して児童の利用希望が減少する、土曜日、長期休業期間中及び学校の一斉臨時休業期間中については、事前に利用希望を確認し、あらかじめ利用児童が少ないことがわかっている場合には、例外的に、当日に受け入れる利用児童数に合わせた支援の単位数で運営できるものとします。

なお、この場合でも、条例で定める職員配置の基準を満たし、運営に支障が

生じないような体制を確保する必要があります。

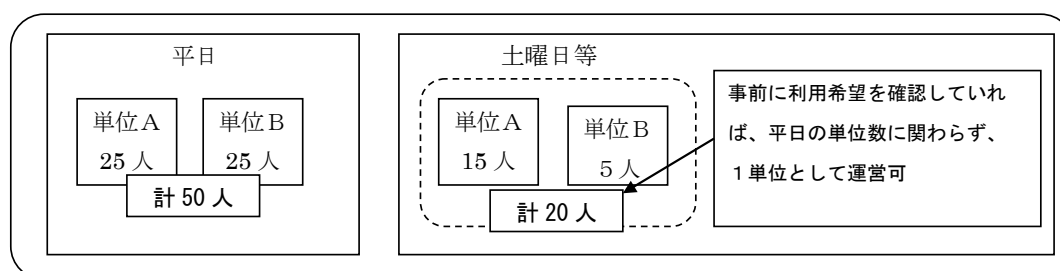
## (2) 放課後児童クラブ

事前に土曜日等の利用希望を確認し、あらかじめ利用児童が少ないことがわかっている場合には、例外的に、当日に受け入れる利用児童数に合わせた支援の単位数で運営できることとしています。(31年度放課後児童クラブマニュアル～運営・活動について～P31参照)

「土曜日等」とは、「平日と比較して児童の利用希望が減少する、土曜日、日曜日及び祝日」を指し、長期休業期間中は含まないこととしていましたが、長期休業期間中も「土曜日等」の対象とします。(学校の一斉臨時休業期間中を対象とすることについては「新型コロナウイルス感染症関連通知 その15」の事業者向けFAQにて通知済み。)

### 【参考】イメージ(2事業共通)

<例>対象児童数 50人(2単位)で運営しているクラブにおける土曜等の利用児童数が 20人の場合



土曜日等とは、平日と比較して児童の利用希望が減少する、土曜日、日曜日、祝日、長期休業期間中及び新型コロナウイルスに伴う学校の一斉臨時休業期間中を指します。

#### 【問合せ先】

認定資格研修、放課後児童クラブに関すること

TEL : 045-671-4446

MAIL : kd-gakudo@city.yokohama.jp

放課後キッズクラブに関すること

TEL : 045-671-4068

MAIL : kd-kids@city.yokohama.jp